

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

令和4年度

機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
愛媛県企画統計課人口統計係	「令和4年度就業構造基本調査」実施に伴う対象者を抽出するため	令和4年 9月8日	豊前4区～9区、豊前住宅組 (閲覧件数 294件)